

(仮称)那珂川市総合運動公園整備運営事業
実施方針 新旧対照表

No	頁	第1章	第1節	1	(1)	ア	項目等	修正前	修正後																																												
1	2	第1章	第1節	3			3. 公共施設等の管理者等の名称	那珂川市	那珂川市長 武末 茂喜																																												
2	4	第1章	第1節	7			7. 土地の取得に関する事項	公園用地の一部に、現時点で未買収用地がある(要求水準書閲覧資料3未買収用地位置図)。引続き用地交渉を行う予定であるが、供用開始前までに用地交渉がまとまらず、用地買収ができない場合については、当該用地部分のみ将来整備し一体となる計画とすること。	公園用地の一部に、現時点で未買収用地がある(要求水準書閲覧資料3未買収用地位置図)。引続き用地交渉を行う予定であるが、当該用地周辺の工事着手前までに用地交渉がまとまらず、用地買収ができない場合については、当該用地部分のみ将来整備し一体となる計画とすること。																																												
3	5	第1章	第1節	9			9. 自主事業について	自主事業の実施内容は、事業者の提案によるものとする。事業者は、あらかじめ事業期間全体における自主事業の実施方針を作成し、本市へ提出すること。	自主事業の実施内容は、事業者の提案によるものとする。事業者は、最初の業務実施年度に係る運営業務計画書提出時までに事業期間全体における自主事業の実施方針を作成し、本市へ提出すること。																																												
4	6	第1章	第1節	10			10. 付帯施設(付帯事業)について	この付帯施設(付帯事業)は、事業者の提案があれば可能とするもので、実施を義務づけるものではない。なお、法的規制条件や目的とする公共事業の趣旨との適合性の観点から実施可能な範囲について制限がある場合があるため、付帯施設(付帯事業)について提案を予定する事業者は、事前に(提案書の提出前に)提案内容について本市関係課等と協議の上、同意を得るものとする。	この付帯施設(付帯事業)は、事業者の提案があれば可能とするもので、実施を義務づけるものではない。なお、法的規制条件や目的とする公共事業の趣旨との適合性の観点から実施可能な範囲について制限がある場合があるため、付帯施設(付帯事業)について提案を予定する事業者は、事前に(提案書の提出前に)提案内容について本市関係課等と協議の上、同意を得るものとする。協議を行う場合は、スポーツ課への相談を必須とする。																																												
5	6	第1章	第1節	11	(1)	イ	イ 開園準備業務の対価	本市は、開園準備業務に係るサービス対価について、事業契約書に定めるところにより事業者に対して、開園準備業務終了時に一括で支払う。	本市は、本施設の開園準備業務に係るサービス対価について、事業契約書に定めるところにより事業者に対して、開園準備業務終了時に一括で支払う。																																												
6	8	第1章	第1節	12			表 1-2 事業者の提案例と許可手続き・使用料等の整理	<table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>事業者が行う内容(例)</th> <th>許可手続き</th> <th>使用料等</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">自主事業</td> <td>本施設内に一時的にイベントステージを設置する。</td> <td rowspan="2">都市公園条例</td> <td>指定管理者へ利用料金を支払う(指定管理者自身が行う行為である場合は実質的に支払い不要となる)。</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>本施設内に一時的にキッチンカーを設置する。</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>本施設の中に自動販売機スペースを設置する。</td> <td>都市公園法</td> <td>本市へ使用料を支払う。</td> <td>事前に本市関係課等と協議を要する。</td> </tr> <tr> <td>付帯施設</td> <td>本施設内(クラブハウスの外)に飲食店や物販店を設置する。</td> <td>都市公園法</td> <td>本市へ使用料を支払う。</td> <td>事前に本市関係課等と協議を要する。</td> </tr> </tbody> </table>	分類	事業者が行う内容(例)	許可手続き	使用料等	備考	自主事業	本施設内に一時的にイベントステージを設置する。	都市公園条例	指定管理者へ利用料金を支払う(指定管理者自身が行う行為である場合は実質的に支払い不要となる)。	—	本施設内に一時的にキッチンカーを設置する。	—	本施設の中に自動販売機スペースを設置する。	都市公園法	本市へ使用料を支払う。	事前に本市関係課等と協議を要する。	付帯施設	本施設内(クラブハウスの外)に飲食店や物販店を設置する。	都市公園法	本市へ使用料を支払う。	事前に本市関係課等と協議を要する。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>事業者が行う内容(例)</th> <th>許可手続き</th> <th>使用料等</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">自主事業</td> <td>本施設内に一時的にイベントステージを設置する。</td> <td rowspan="3">都市公園条例</td> <td rowspan="3">指定管理者へ利用料金を支払う(指定管理者自身が行う行為である場合は実質的に支払い不要となる)。</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>本施設内に一時的にキッチンカー、飲食を中心としたサテライト型サービス等を設置する。</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>本施設内に一時的にアーバンスポーツ施設を設置する。</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">付帯施設</td> <td>本施設の中に自動販売機スペースを設置する。</td> <td>都市公園法</td> <td>本市へ使用料を支払う。</td> <td>事前に本市関係課等と協議を要する。</td> </tr> <tr> <td>本施設内(クラブハウスの外)に飲食店や物販店を設置する。</td> <td>都市公園法</td> <td>本市へ使用料を支払う。</td> <td>事前に本市関係課等と協議を要する。</td> </tr> </tbody> </table>	分類	事業者が行う内容(例)	許可手続き	使用料等	備考	自主事業	本施設内に一時的にイベントステージを設置する。	都市公園条例	指定管理者へ利用料金を支払う(指定管理者自身が行う行為である場合は実質的に支払い不要となる)。	—	本施設内に一時的にキッチンカー、飲食を中心としたサテライト型サービス等を設置する。	—	本施設内に一時的にアーバンスポーツ施設を設置する。	—	付帯施設	本施設の中に自動販売機スペースを設置する。	都市公園法	本市へ使用料を支払う。	事前に本市関係課等と協議を要する。	本施設内(クラブハウスの外)に飲食店や物販店を設置する。	都市公園法	本市へ使用料を支払う。	事前に本市関係課等と協議を要する。
分類	事業者が行う内容(例)	許可手続き	使用料等	備考																																																	
自主事業	本施設内に一時的にイベントステージを設置する。	都市公園条例	指定管理者へ利用料金を支払う(指定管理者自身が行う行為である場合は実質的に支払い不要となる)。	—																																																	
	本施設内に一時的にキッチンカーを設置する。		—																																																		
	本施設の中に自動販売機スペースを設置する。	都市公園法	本市へ使用料を支払う。	事前に本市関係課等と協議を要する。																																																	
付帯施設	本施設内(クラブハウスの外)に飲食店や物販店を設置する。	都市公園法	本市へ使用料を支払う。	事前に本市関係課等と協議を要する。																																																	
分類	事業者が行う内容(例)	許可手続き	使用料等	備考																																																	
自主事業	本施設内に一時的にイベントステージを設置する。	都市公園条例	指定管理者へ利用料金を支払う(指定管理者自身が行う行為である場合は実質的に支払い不要となる)。	—																																																	
	本施設内に一時的にキッチンカー、飲食を中心としたサテライト型サービス等を設置する。			—																																																	
	本施設内に一時的にアーバンスポーツ施設を設置する。			—																																																	
付帯施設	本施設の中に自動販売機スペースを設置する。	都市公園法	本市へ使用料を支払う。	事前に本市関係課等と協議を要する。																																																	
	本施設内(クラブハウスの外)に飲食店や物販店を設置する。	都市公園法	本市へ使用料を支払う。	事前に本市関係課等と協議を要する。																																																	

(仮称)那珂川市総合運動公園整備運営事業
実施方針 新旧対照表

No	頁	第1章	第1節	1	(1)	ア	項目等	修正前	修正後
7	10	第1章	第1節	15			表2 本施設の各工事期の対象範囲	1期工事:多目的広場、弓道場、第1駐車場、第1駐輪場、遊具施設ゾーン、地下式調整池 2期工事:庭球場、フレキシブルコート、クラブハウス、レクリエーション公園の内遊具施設ゾーン以外の施設	1期工事(必須):多目的広場、第1駐車場、第1駐輪場 1期工事(任意)※:地下式調整池、遊具施設ゾーン、弓道場 2期工事:庭球場、フレキシブルコート、クラブハウス、レクリエーション公園の内遊具施設ゾーン以外の施設
8	10	第1章	第1節	15			表2 本施設の各工事期の対象範囲	—	※2期工事での整備も可能であるが、できるだけ多くの施設を1期工事で整備する提案を期待する。
9	10	第1章	第1節	16			16. 遵守すべき法制度等	事業の実施にあたっては、要求水準書に掲げる法制度等並びに設計・建設、開園準備、維持管理及び運営業務の提案内容に応じて関連してくる関係法令及びその関連施行令、施行規則、条例、規則、要綱等(いずれも適用時点で最新のものを)を遵守するとともに、各種基準、指針等についても本事業の要求水準と照らし合わせて適宜参考とすること。	事業の実施にあたっては、要求水準書に掲げる法制度等並びに設計・建設、開園準備、維持管理及び運営業務の提案内容に応じて関連してくる関係法令及びその関連施行令、施行規則、条例、規則、要綱等(いずれも適用時点で最新のものを)を遵守するとともに、各種基準、指針等についても本事業の要求水準と照らし合わせて適宜参考とすること。
10	12	第2章	第2節	1			1. 募集及び選定スケジュール	令和7年6月下旬:特定事業の選定、募集要項等の公表 令和7年7月上旬:募集要項等に関する説明会の開催 令和7年7月中旬:募集要項等に関する第1回質問及び個別対話受付締切 令和7年7月下旬:募集要項等に関する第1回個別対話 令和7年8月中旬:募集要項等に関する第1回質問・回答及び個別対話結果の公表 令和7年8月下旬:募集要項等に関する第2回質問受付締切 令和7年9月中旬:募集要項等に関する第2回質問・回答の公表 令和7年10月上旬:資格審査書類の受付締切 令和7年10月中旬:募集要項等に関する第2回個別対話受付締切 令和7年10月下旬:募集要項等に関する第2回個別対話 令和7年11月上旬:募集要項等に関する第2回個別対話結果の公表 令和7年11月下旬:提案に係る書類の受付締切 令和8年1月中旬:事業者のプレゼンテーション及びヒアリング 令和8年1月下旬:優先交渉権者の決定及び公表 令和8年2月中旬:基本協定の締結 令和8年2月下旬:仮事業契約の締結 令和8年3月下旬:本契約の締結(市議会の議決)及び指定管理者の指定	令和7年6月下旬:特定事業の選定、募集要項等の公表 令和7年7月上旬:募集要項等に関する説明会の開催 令和7年7月中旬:募集要項等に関する第1回質問及び個別対話受付締切 令和7年7月下旬:募集要項等に関する第1回個別対話 令和7年8月中旬:募集要項等に関する第1回質問・回答及び個別対話結果の公表 令和7年8月下旬:募集要項等に関する第2回質問受付締切 令和7年9月中旬:募集要項等に関する第2回質問・回答の公表 令和7年9月下旬:資格審査書類の受付締切 令和7年10月上旬:募集要項等に関する第2回個別対話受付締切 令和7年10月中旬:募集要項等に関する第2回個別対話 令和7年10月下旬:募集要項等に関する第2回個別対話結果の公表 令和7年11月下旬:提案に係る書類の受付締切 令和8年1月中旬:事業者のプレゼンテーション及びヒアリング 令和8年1月中旬:優先交渉権者の決定及び公表 令和8年2月中旬:基本協定の締結 令和8年2月下旬:仮事業契約の締結 令和8年3月下旬:本契約の締結(市議会の議決)及び指定管理者の指定

(仮称)那珂川市総合運動公園整備運営事業
実施方針 新旧対照表

No	頁	第1章	第1節	1	(1)	ア	項目等	修正前	修正後
11	15	第2章	第3節	1			1. 応募者の構成等	—	(7) 本事業の実施にあたり、下記の(ア)と(イ)の合計額が、提案金額のうち施設整備(設計・建設)業務に係る対価の5%以上とすること。 【ア】災害時における応急対策業務協定業者(※1)が、構成企業として参加する場合の各構成企業の分担事業費 (イ)災害時における応急対策業務協定業者(※1)が、構成企業から直接業務の一部を受託又は請け負う場合の契約金額の合計 ※1 災害時における応急対策業務協定業者とは、本市と災害時における応急対策業務等に関する協定書を結ぶ協力会等に所属する事業者とし、当該協力会等は以下のとおりとする。 ・那珂川市土木協会 ・那珂川市建設業協会 ・那珂川市電設協会 ・那珂川市コンサルタント協会 ・南福岡管工事共同組合 春日那珂川支部 ・那珂川市交通安全施設業協会
12	15	第2章	第3節	2			2. 業務実施企業の参加資格要件	代表企業、構成企業、協力企業及び付帯施設実施企業のうち設計、建設、工事監理、維持管理及び運営の各業務を行う者(事業者が設立するSPCからこれらの業務を受託する者)は、それぞれ以下に示す要件を満たさなければならない。なお、複数の要件を満たす者は、当該複数業務を行うことができる。	代表企業、構成企業、協力企業及び付帯施設実施企業のうち設計、建設、工事監理、維持管理及び運営の各業務を行う者(事業者が設立するSPCからこれらの業務を受託する者)は、それぞれ以下に示す要件を満たさなければならない。なお、複数の要件を満たす者は、当該複数業務を行うことができる。また、これらの業務に当たる者以外の企業も応募者に含めることができる。
13	15	第2章	第3節	2	(1)	ウ	(1) 建築物の設計業務を行う者	ウ 平成21年4月1日から参加資格要件の確認基準日までの間に、延べ床面積500㎡以上の公共施設の基本設計業務及び実施設計業務を完了した実績を有していること。なお、共同企業体における実績にあっては代表者の場合のみ実績として認める。	ウ 平成16年4月1日から参加資格要件の確認基準日までの間に、延べ床面積500㎡以上の公共施設の基本設計業務及び実施設計業務を完了した実績を有していること。
14	16	第2章	第3節	2	(2)	ウ	(2) 運動公園(土木)の設計業務を行う者	ウ 平成21年4月1日から参加資格要件の確認基準日までの間に、国又は地方公共団体等が発注した都市公園(街区公園を除く。)の工事(新設及び全面改修のみ)に係る実施設計業務を完了した実績を有していること。なお、共同企業体における実績にあっては代表者の場合のみ実績として認める。	ウ 平成16年4月1日から参加資格要件の確認基準日までの間に、国又は地方公共団体等が発注した都市公園(街区公園を除く。)の工事(新設及び全面改修のみ)に係る実施設計業務を完了した実績を有していること。
15	16	第2章	第3節	2	(3)	ウ	(3) 建築物の建設業務を行う者	ウ 平成21年4月1日から参加資格要件の確認基準日までの間に、延べ床面積500㎡以上の公共施設の建築一式工事を元請(共同企業体にあっては代表者に限る)で施工した実績(竣工したものに限る)を有していること。	ウ 平成16年4月1日から参加資格要件の確認基準日までの間に、延べ床面積500㎡以上の公共施設の建築一式工事を元請(共同企業体にあっては代表者に限る)で施工した実績(竣工したものに限る)を有していること。
16	17	第2章	第3節	2	(4)	ウ	(4) 運動公園(土木)の建設業務を行う者	ウ 平成21年4月1日から参加資格要件の確認基準日までの間に、国又は地方公共団体等が発注した都市公園の工事(新設及び全面改修のみ)を元請(共同企業体にあっては代表者に限る)で施工した実績(竣工したものに限る)を有していること。	ウ 平成16年4月1日から参加資格要件の確認基準日までの間に、国又は地方公共団体等が発注した都市公園の工事(新設及び全面改修のみ)を元請で施工した実績(竣工したものに限る)を有していること。

(仮称)那珂川市総合運動公園整備運営事業
実施方針 新旧対照表

No	頁	第1章	第1節	1	(1)	ア	項目等	修正前	修正後
17	17	第2章	第3節	2	(5)	ウ	(5) 建築物の工事監理業務を行う者	ウ 平成21年4月1日から参加資格要件の確認基準日までの間に、延べ床面積500㎡以上の公共施設の工事監理実績を有していること。なお、 <u>共同企業体における実績</u> にあっては代表者の場合のみ実績として認める。	ウ 平成16年4月1日から参加資格要件の確認基準日までの間に、延べ床面積500㎡以上の公共施設の工事監理実績を有していること。
18	17	第2章	第3節	2	(6)	ウ	(6) 運動公園(土木)の工事監理業務を行う者	ウ 平成21年4月1日から参加資格要件の確認基準日までの間に、国又は地方公共団体等が発注した都市公園(街区公園を除く。)の工事(新設及び全面改修のみ)に係る工事監理業務を完了した実績を有していること。なお、 <u>共同企業体における実績</u> にあっては代表者の場合のみ実績として認める。	ウ 平成16年4月1日から参加資格要件の確認基準日までの間に、国又は地方公共団体等が発注した都市公園(街区公園を除く。)の工事(新設及び全面改修のみ)に係る工事監理業務を完了した実績を有していること。
19	18	第2章	第3節	2	(7)		(7) 維持管理業務を行う者	維持管理業務を行う者は、以下に示す要件を全て満たさなければならない。	維持管理業務を行う者は、以下に示す要件を全て満たさなければならない。なお、 <u>維持管理業務を複数の企業で実施する場合は、以下に示すア、イの要件は、少なくとも1社が満たさなければならない。</u>
20	18	第2章	第3節	2	(7)	ア	(7) 維持管理業務を行う者	ア 平成21年4月1日から参加資格要件の確認基準日までの間に、都市公園及び屋外体育施設の2年以上の維持管理業務の実績を有していること。	ア 平成16年4月1日から参加資格要件の確認基準日までの間に、都市公園または屋外体育施設の2年以上の維持管理業務の実績を有していること。
21	18	第2章	第3節	2	(8)		(8) 運営業務を行う者	運営業務を行う者は、以下に示す要件を全て満たさなければならない。	運営業務を行う者は、以下に示す要件を全て満たさなければならない。なお、 <u>運営業務を複数の企業で実施する場合は、以下に示すア、イの要件は、少なくとも1社が満たさなければならない。</u>
22	18	第2章	第3節	2	(8)	ア	(8) 運営業務を行う者	ア 平成21年4月1日から参加資格要件の確認基準日までの間に、都市公園及び屋外体育施設の2年以上の運営業務の実績を有していること。	ア 平成16年4月1日から参加資格要件の確認基準日までの間に、都市公園または屋外体育施設の2年以上の運営業務の実績を有していること。
23	18	第2章	第3節	2	(10)		(10) 上記(1)から(9)に示す業務以外を担当する者	—	(10) <u>上記(1)から(9)に示す業務以外を担当する者</u> ア 那珂川市指名競争入札参加資格を有していること。なお、 <u>那珂川市指名競争入札参加資格を有していない場合は、参加表明書提出までに、令和8年度および令和9年度的那珂川市指名競争入札参加資格の取得に関する手続きを行い正式に受理されていること。</u> イ <u>業務を実施するための必要となる関係法令を遵守し、応募者の責任の範囲で業務に当たること。</u>

